

意見書

日本維新の会 常任役員会 御中

私、日本維新の会特別党員岩本壮一郎は、2022年11月1日朝日新聞デジタルが、「党福岡県総支部は10月31日、市議の移動を手伝うなどした男性党員（42）について、来春の市議選での公認取り消しなど、重い処分を行うよう党本部に要請した。」と報道したことに接し、党の福岡県総支部（以下県総支部）より重い処分が求められていることを知りました。

本件について、私の意見書を提出させていただきます。

1、はじめに

はじめに、日本維新の会の議員の皆様、党員の皆様、応援をいただいている皆様、誤解を招く事態となってしまう、大変申し訳なく感じております。このような事態となりましたことを深くお詫びいたします。

私は、いつか日本維新の会の議員となり、未来を明るくしたいという想いで、日本維新の会所属の議員の皆様や候補者の政治活動のお手伝いと、私自身の政治活動を行ってまいりました。

また私は、公職に就く議員ではありませんので、先輩議員の普段の政治活動を手伝うことにより、日本維新の会に貢献し、私自身も政治を勉強したいという想いで、ご要請があれば断ることなくボランティアとして党勢拡大のお手伝いをしてきました。

今回、堀本元市議の政治活動のお手伝いの依頼を受け、その活動内容に疑念を持つことはなく、結果として社会通念上ふさわしくないチラシの配布の運転をしてしまったことは、大変遺憾であり、結果として多くの方にご迷惑をかけたことをお詫び申し上げます。

しかしながら、本件は、堀本元市議より市政報告ビラをポストイングすることと、福岡市博多区内に立て看板を置ける場所を紹介して欲しいという要望に、私がお応えしたに過ぎず、県総支部が求める重い処分に全く該当するものではないと考えます。

以下、意見書の理由を説明いたします。

2、状況の説明

私は、2022年8月8日午前1時頃、堀本元市議と車の運転を代わり、福岡市早良区の私の自宅から、福岡市博多区の博多小学校校区に向かいました。私が堀本元市議の車を運転した理由は、堀本元市議が市政報告をポストイングしたいと言っていたこと、元々私が博多小学校に隣接したマンションに住んでいたことで土地勘があること、当該地域に私の政治活動用立て看板を設置していた過去の経緯と立て看板の設置できる場所を知りたいと堀

本元市議から言われたことなどから引き受けました。

堀本元市議には、参議院選挙前にもポスティングに同行したことがあり、また市政報告を配布すると聞いていたことから、ポスティングするチラシの具体的な内容に疑念を持つことはありませんでした。

私が車を運転したことについては、事実であります。今回、堀本元市議が告発を受け任意捜査を受けた「偽造私文書行使罪」に該当するものではなく、行使行為そのものを一切行っておりませんので、ご理解いただきたく、ここに改めて申し述べます。

また、捜査機関からも、私は本件について無関係であると理解いただいております。さらに、堀本元市議のテレビ報道に際しても私の氏名は一切出されませんでした。

私の氏名が出されたのは県総支部が処分を求めたというニュースで初めて出されたものです。

3、県総支部より求められた重い処分の問題点

(1) 偏見に基づく処分ありきの聞き取り調査が行われたこと

私は、2022年10月26日、総支部役員よりお電話をいただきました。その際に、当該役員より「非常にあなたは厳しい立場にある、当然だろ、言い訳が通用すると思うのか、党本部としてあなたヒアリングするからあなた来ますか。知らなかったは通用しないから。本当だったらそう言いなさい。あなたがいないところで協議するから。日本維新の会の役員会として。これは俺だけの判断じゃない、組織を含めて。これは大阪も含めた意見だ。」という連絡を受けました。

私がどのような意見を言おうとも絶対に処分するという姿勢で連絡を受け、10月30日に行われたヒアリング内容も明らかに処分ありきで恣意的に行われていると感じるものでした。公党としての公平性を逸脱したものであったと言わざるを得ないと感じております。

(2) 私が偽造に関わっていない客観的証拠があること

捜査機関は、堀本元市議のパソコンの検索履歴やイラストレータデータ等を元にして、チラシの作成は堀本元市議が単独に行ったもので、私は関わっておらず無関係と判断しています。

しかしながら、県総支部からのヒアリングは、私が堀本元市議からお借りした、堀本元市議のパソコンの検索履歴、イラストレータデータ等を示そうとしたところ、県総支部役員より「しまいなさい」と言われ、物的証拠の提示を何度も拒まれました。

今回の県総支部からの処分要求について、このような客観証拠の存在は示されているでしょうか。客観証拠すら無視するのであれば、全く公平な処分要求とはいえません。

(3) 政治活動の手伝いが日常的であったこと

私は、現職の議員ではありませんが、ボランティアとして、日常的に日本維新の会が関係する政治活動、選挙活動のお手伝いを精力的に行ってきました。これは、日本維新の会の躍進こそが、明るい未来を創ることが出来ると信じてきたからです。

2012年 衆議院選挙 鹿児島1区
2013年 北九州市議会議員選挙
2013年 参議院選挙 全国比例区 自らが出馬
2014年 下関市議会議員選挙
2014年 衆議院選挙 鹿児島1区、福岡4区
2015年 福岡県議会議員選挙 自らが出馬
2015年 大阪都構想
2015年 大阪市長選挙
2017年 北九州市議会議員選挙
2017年 衆議院選挙 鹿児島1区、福岡4区
2017年 東京都議会議員選挙 大田区
2017年 堺市市長選挙
2019年 福岡市議会議員選挙 自らが出馬
2019年 堺市市長選挙
2019年 参議院選挙 全国比例区
2020年 東京都知事選挙
2020年 大阪都構想
2021年 北九州市議会議員選挙
2021年 衆議院選挙 大阪2区、大阪7区
2022年 参議院選挙 福岡選挙区

堀本元市議の政治活動に関しては、本年においては参議院選挙告示前に2回、その他8月8日に立て看板のおける場所を紹介して欲しい、ポスティングをしたいと頼まれて、計3回の運転を行いました。今回、特別に堀本元市議だけの政治活動の手伝いをしたのではなく、日常的な行為であったことから、運転を依頼されたことについて、何ら疑うこともなく引き受けました。配布物に関しては市政報告のポスティングと聞いており全く疑いを抱いておりませんでした。県総支部は私が日常的に他の議員も含めて政治活動のお手伝いをしていることを認識していないものと思います。

(4) 深夜のポスティングの妥当性と処分事由にあたらぬ理由

県総支部のヒアリングにおいて、県総支部役員より、深夜にポスティングをしているので疑わしいということをお聞かせました。

しかしながら、政務報告のポスティングについて夜に行うことは全く珍しいことではありません。私は、日中は市民との顔合わせが出来るポスター掲示依頼を含む戸別訪問を主

体として政治活動を行っています。

ポスティングや、ポスター貼り換え作業に関しては、道路渋滞がなく、マンション管理人がいない時間帯である夜に時間があれば、追加で行うようにしてきました。これは、政治活動の基本としてボランティアでお手伝いをしてきた活動の中で学んだことです。ですので、今回、堀本元市議から立て看板の設置場所を教えて欲しい、市政報告のポスティングを行いたいので、私が夜に運転できる日に行いたいと連絡があり運転しました。特に時間帯が深夜であることを理由に配布物に疑いを持つことはありませんでした。

また、堀本元市議の服装について、黒の上下長袖であることに違和感を覚えなかったのかについても聞かれましたが、運動する際に着るダイエットスーツなどは黒が多く上下長袖が一般的であること、従前ポスティングの運転をお手伝いした際にもそのような服装でしたので、違和感を覚えませんでした。

次に、防犯カメラの映像において、私が指さしているように見えると言われましたが、ワンルームマンションの方角に向かっていた堀本元市議に世帯向けマンションの方角を指さしただけにすぎません。

(5) 堀本元市議に弁護士を紹介した件について

県総支部のヒアリングにおいて、県総支部役員より、私が堀本元市議へ「落ちるまで落ちろ」という感情を抱くことなく、弁護士を紹介したことがおかしいと言われました。

何故同じ県総支部の同士の不祥事に対して、落ちるまで落ちろなどという感情を抱くのか全く不明です。同じ県総支部の同士であれば助け合うことが通常であると理解しています。

私が堀本元市議より、法律に詳しくないから弁護士を紹介して欲しいと頼まれ、元々堀本元市議と面識のある弁護士の弁護士法人名をお答えしました。そもそも私の顧問弁護士とは利害関係がない弁護士です。私が弁護士を紹介したのは善意であり、他意はありません。

私が、私と利害の関係がない弁護士法人の名前を教えたことを1つの理由として、県総支部より重い処分を求められるのは、恣意性を排除して考える必要があると考えており、重い処分を求める理由にあたらぬという考えです。

(6) 週刊誌報道の情報源が県総支部の誤った認識に基づいていること

11月3日発売の週刊文春に、共犯を印象付けるために、「堀本元市議と同棲」、「博多区のマンションから出発」、「過去に有罪判決を受けている」等と全く事実と異なる報道がありました。この件については、法的処置を検討しているところです。司法の場で記事にある情報源の維新関係者が明らかになるとは思いますが、これらの事実と異なる見解は、県総支部のヒアリングの際に出てきた内容であり、県総支部が情報源となっているのではないかと疑念を抱いています。

しかしながら、私が議員になった場合、県総支部の仲間と一緒に活動していくことになりますので、丁寧に真実をお話しして関係を構築したいと考えております。

(7) 党への報告について

私は、堀本元市議が警察に任意聴取をされた際に、堀本元市議から党への報告をすべき事由があったと認識しております。また、当然ながらに党への報告をされると認識しておりましたが、堀本元市議から報告がされていなかったと後に伺いました。そもそもこの報告義務は任意聴取を受けた堀本元市議が行うべきことであり、任意聴取をうけていない私は、その具体的な内容を知る由もなく、報告に至りませんでした。

しかしながら、今思うところに、私から県総支部に報告をすることもできたことから後悔するところですが、堀本元市議が報告する義務を怠ったことについて、私が県総支部より処分を求められるのは、相当性がないと思います。

(8) 党の信用を失墜させた責任の所在について

一般的に企業等において、懲戒処分をする場合の 7 原則があることは、広く周知されているところで、その中に個人責任の原則があります。これは、懲戒事由に連帯責任を認めないものであります。

県総支部のヒアリングにおいて、県総支部役員より、党の信用を失墜させた責任についてのお話がありました。今回の堀本元市議が行った行為は、多大なる党の信頼失墜行為であったと思います。重ねてになりますが、私が堀本元市議の政治活動をお手伝いしたことによって、疑義が持たれることについては承知しているところですが、問題が市政報告チラシを配布するとした堀本元市議が、チラシを差し替えて配布したことに起因しており、本来の責任の所在は堀本元議員個人にあります。今回、私がビラの内容について知っていたならまだしも、全く内容については知りませんでした。ビラの配布の際に運転していただけなのです。それにもかかわらず連帯責任を負うものとは考えておりません。

(9) 当事者へのヒアリングがなされていないこと

私が県総支部より重い処分が求められた本件について、事件当事者である堀本元議員へのヒアリングがなされていないと伺っております。堀本元議員は、記者会見の場において、適応障害の診断を受けていた時期に自身がチラシを作成し、自身が配ったと言われております。また、その物的証拠等を捜査当局に提出されたとも言われております。

適切な調査がなされないまま、私に重い処分を求められることについて、適正手続の原則に沿わないと思います。

(10) 相当性を欠く重い処分を求められていることについて

一般的に企業等において、懲戒処分の内容が、違反行為の性質・態様、処分対象者の情

報等の事情に照らして重いと判断される場合には、仮に文言上懲戒事由に該当したとしても、懲戒権の乱用と判断されて懲戒処分は無効となるのであり、これは相当性の原則として広く認識されているものです。

社会通念上許されないチラシ配布と知らされずに、通常政治活動のお手伝いとして運転をしたことによって、公認予定者として何よりも重要な党の公認を奪われる処分は、失うものの大きさと、行為そのものの内容との間のバランスを著しく欠くものであると考えます。

通常政治活動もさることながら、党の公認の重要性と、重みは候補予定者であれば誰しもが理解するところであると思います。そのような党の公認の剥奪を行う場合は、状況を慎重に考慮してなされるべきであり、県総支部のヒアリングは恣意性を排除して行われるべきと考えます。また、本件県総支部より求められた重い処分が、堀本元市議からの聞き取りが可能であるにも関わらず何ら事実確認をしないまま私の重い処分を求められるのは、あまりに酷であり、党规とあまりに乖離していると認識しております。

(11) 事実でないことを世間に追認してしまう恐れがあること

県総支部より重い処分が求められた本件について、事実でないことに対して正式な処分があった場合には、事実でないことが世間に追認される可能性があります。

4、常任役員会への上申

以上に述べた理由により、口頭による厳重注意などを受けることはごもっともですが、正式な処分に該当するものではないという考えです。何卒ご配慮の程お願い致します。

5、おわりに

私は、日本維新の会のひとりの応援者として、設立時より最大の応援をして参りました。また、支持率が低い局面でも、自らが日本維新の会の候補者となって、明るい未来のために少しでも自分にできることをやって来ました。たとえ選挙の結果が伴わなくとも、心血を注いできたことについては、全く一点の曇りもございません。

本件の背景となった堀本元市議の行為を、事前に見抜けなかった私自身の注意不足を痛感するところでございます。

しかしながら、市政報告を配布すると言われて運転を手伝ったことは、それ自体に関して、どうしてもそれが間違っているとは思えません。

日々、福岡県総支部所属の議員をはじめ、日本維新の会の所属議員の皆様が明日の未来のための活動をされており、今の日本維新の会に必要なことは真実に基づかない政治闘争や紛争をすることではなく、一致団結して前に進むべきことではないかと思っております。

私は、様々な政治活動を通じて、福岡から日本の未来をもっと明るい社会にしたいという思いがあり、その過程で日本維新の会所属議員から頼まれた政治活動には、出来限りを

尽くしたいという判断軸だけで行動をしてきました。それは、ボランティアでお手伝いした議員の地元の皆様が明るい未来を夢見ることが何よりも喜びであり、やりがいであると感じています。

そして、いつかは自ら為政者になって、皆さまと共に、未来を明るくすることを夢見てきました。この点からしても、堀本元議員から通常の政治活動と知らされたて行動したことがこのような結果になってしまったという事実と直面し、非常に悔やまれてなりません。

また私自身も、この来春の統一地方選挙に向けて、市民の皆様にお約束してきたことを実現できない不条理な処分が下るようなことがあれば、どのように市民へ説明を果たすべきか困惑するところです。

私は、日本維新の会の所属議員を信用していたあまり、用心深さが欠けていたことから結果として疑義を持たれるようになったことで、私自身が失った信頼は戻ってきませんが、県総支部が重い処分を求めたことについて、そのまま泣き寝入りするのではなく、正々堂々真実を貫き、意見書を申し立てる決意をしました。県総支部からは、重大な処分を求められたとのことですが、私が議員になった場合、県総支部の仲間として一緒に活動していくこととなりますので、丁寧に真実をお話しして関係を構築したいと考えております。

党の公認を剥奪されることが我々候補予定者にとってどんなに重いものであるのか、常任役員会の皆様は重々承知であるかと存じますが、今一度すべての日本維新の会の所属議員が曇りない気持ちで政治活動に挑み、ただ未来を明るくしたいという気持ちを発揮できるような賢明なご判断をいただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

2022年11月4日

岩本 壮一郎

